

那覇市公報

第 1 6 2 7 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 個人情報業務届出書の公表について（総務課）…………… 1017
- 平成 26 年（2014 年）8 月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）…… 1019
- 平成 26 年（2014 年）8 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について
（総務課）…………… 1020
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 1021
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）…………… 1022
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 1023
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく介護機関の指定について（保護管理課）…………… 1024
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）…………… 1025
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）…………… 1026
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課）…………… 1027

◇ 公 告 ◇

- 住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）…………… 1030

◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止について……………	1031
----------------------------------	------

◇監査委員公表◇

○包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（公表）……………	1032
----------------------------------	------

◇正 誤◇

○那覇市公報第 1625 号の正誤……………	1053
------------------------	------

告 示

那覇市告示第 219 号

平成 26 年 8 月 7 日

掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第1号様式(第19条関係)

個 人 情 報 業 務 届 出 書

平成26年 7 月 29 日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 翁長雄志

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号			届出担当課	クリーン推進課 電話889-3567		
個人情報管理責任者	環境部クリーン推進課 課長 本田邦夫					
業 務 の 名 称	資源化物収集運搬禁止行為指導業務					
業 務 の 目 的	那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例に基づき、市民の廃棄物に対する減量・資源化に関する意識の低下を防ぐことを目的。					
個人情報の対象者	那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例に違反する者					
業務の開始年月日	☐ 継 続 / ☒ 新 規 (平成26年 4 月 1 日)					
個 人 情 報 の 内 容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心 身	そ の 他
	☒ 氏 名	☐ 思 想	☐ 職 業	☐ 収 入	☐ 健康状態	☐
	☒ 住 所	☐ 宗 教	☐ 地 位	☐ 資産状況	☐ 容 姿	☐
	☒ 性 別	☐ 支持政党	☐ 学 歴	☐ 公租公課	☐ 病 歴	☐
	☒ 生年月日	☐ 主義主張	☐ 資 格	☐ 経済取引	☐ 障害程度	☐
	☐ 国 籍	☐ 趣味嗜好	☐ 団体加入	☐ 公的扶助	☐	☐
	☐ 本 籍	☐ 犯 歴 等	☐ 賞 罰	☐	☐	☐
	☐ 続 柄	☐	☐ 学業成績	☐	☐	☐
	☐ 親族関係	☐	☐ 勤務成績	☐	☐	☐
	☐ 婚姻離婚	☐	☐	☐	☐	☐
☐ そ の 他	☐ そ の 他	☐ そ の 他	☐ そ の 他	☐ そ の 他	☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 / ☐ 本人以外(法令・公知性・緊急性・審議会)					
個人情報の収集時期	☐ 定期(月 ~ 月) / ☒ 随時					
個人情報の告知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 申請等 ☐ その他					
個人情報の記録形態	☐ 文書 ☐ 図画 ☐ マイクロフィルム ☒ 電磁媒体 ☐ その他					
備 考	・新規業務で急遽実施した為、届出するいとまが無かった為。 ・クリーン推進課内サーバー(情報政策課管理)にて保存管理します。					

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市告示第 220 号
平成 26 年 8 月 8 日
掲 示 済

平成 26 年（2014 年）8 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 26 年（2014 年）8 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 26 年 8 月 22 日（金）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - （1）平成 26 年度那覇市一般会計補正予算（第 2 号）
 - （2）工事請負契約について（（仮称）那覇市津波避難ビル建設工事（建築））
 - （3）専決処分の報告について（工事請負金額の変更）
 - （4）専決処分の報告について（那覇市事務分掌条例及び那覇市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例）
 - （5）専決処分の報告について（工事請負金額の変更）
 - （6）専決処分の報告について（工事請負金額の変更）
 - （7）専決処分の報告について（市道長田 26 号側溝蓋に伴う人身事故）
 - （8）専決処分の報告について（長田南公園内にあるすべり台の破損による児童創傷事故）
 - （9）専決処分の報告について（工事請負金額の変更）
 - （10）専決処分の報告について（工事請負金額の変更）
 - （11）専決処分の報告について（学校事故）

那覇市告示第 221 号

平成 26 年 8 月 13 日

掲 示 済

平成 26 年（2014 年）8 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 26 年（2014 年）8 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付 議 事 件 名

委員会への付託陳情

- （1）県産品の優先使用について
- （2）給与制度の総合的見直しに関することについて
- （3）平成 26 年度通常総会における決議事項について

那覇市告示第 236 号

平成 26 年 9 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	開 設 者	指定年月日又は 指定有効期間
所 在 地		
山里外科	山里 はるか	平成 26 年 4 月 28 日
那覇市松川二丁目 14 番 10 号		
医療法人 緑樹会 仲宗根整形外科	医療法人 緑樹会	平成 26 年 7 月 1 日 平成 32 年 6 月 30 日
那覇市字安里 388 番地 5 2 階		
がんじゅう薬局	新垣 正次	平成 26 年 7 月 1 日 平成 32 年 6 月 30 日
那覇市字安里 388 番地 5 1 階		

那覇市告示第 237 号

平成 26 年 9 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
保険薬局プラネットまかび		平成 26 年 3 月 1 日
所在地	那覇市真嘉比三丁目 6 番 1 号 (那覇市字真嘉比 93 番地 3)	

那覇市告示第 238 号

平成 26 年 9 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
山里外科	山里 将人	平成 26 年 4 月 28 日
那覇市松川二丁目 14 番 10 号		
たまなは歯科医院	玉那覇 哲	平成 26 年 7 月 25 日
那覇市首里石嶺町 3 丁目 1 番地 6		
山里外科	山里 はるか	平成 26 年 7 月 29 日
那覇市松川二丁目 14 番 10 号		

那覇市告示第 239 号

平成 26 年 9 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	所 在 地	指定年月日
開 設 者	サービスの種類	
通所リハビリテーション そよ風	那覇市首里儀保町 1 丁目 26 番地 3	平成 26 年 5 月 1 日
医療法人しだかじ	・通所リハビリテーション ・介護予防 通所リハビリテーション	

那覇市告示第 240 号

平成 26 年 9 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
居宅介護支援事業所m o c o		平成 26 年 8 月 1 日
所在地	那覇市字壺川 1 丁目 11 番地 1 壺川東改良市営住宅 A 1 棟 7 号 (那覇市与儀一丁目 14 番 12 号 島アパ-ト 1 - A)	

那覇市告示第 241 号

平成 26 年 9 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	廃止年月日
所 在 地	
居宅介護支援事業所ハッピーサポート	平成 25 年 9 月 26 日
那覇市曙三丁目 2 番 9 号 1 階	
通所介護ファミリーサポート	平成 25 年 12 月 31 日
那覇市字国場 1169 番地 4	
居宅介護支援事業所ファミリーサポート	平成 25 年 12 月 31 日
那覇市字国場 1169 番地 4	
デイサービス識名清風苑	平成 26 年 5 月 31 日
那覇市識名三丁目 20 番 12 号	
ワーカーズコープかふう	平成 26 年 6 月 30 日
那覇市首里山川町 3 丁目 8 番地 23 辺土名 101	

那覇市告示第 242 号

平成 26 年 9 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
立津 明長	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
立津整骨院	那覇市旭町 112 番地 10	
小濱 喬志	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
養命堂治療院	那覇市楚辺一丁目 3 番 9 号	
仲宗根 保	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
なかそね鍼灸整骨院	那覇市前島一丁目 15 番 3 号	
小泉 禎久	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
おもろまち鍼灸治療院	那覇市銘苅二丁目 6 番 10 号 ベルフォーレ iekos A-201	
大久保 篤志	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日

赤ヘル治療院	那覇市田原2丁目8番地16 1階	
有田 強	はり・きゅう	平成26年7月1日
有田鍼灸治療院	那覇市泊1丁目15番地16	
新垣 雅也	はり・きゅう	平成26年7月1日
はり・きゅう治療院A・M	那覇市若狭三丁目10番11号 2階	
小野 康浩	はり・きゅう	平成26年7月1日
株式会社フレアス	那覇市銘苅一丁目9番28号 2階	
杉井 風太	はり・きゅう	平成26年7月1日
株式会社フレアス	那覇市銘苅一丁目9番28号 2階	
津波 大	はり・きゅう	平成26年7月1日
株式会社フレアス	那覇市銘苅一丁目9番28号 2階	
内田 麻美	はり・きゅう	平成26年7月1日
こころ那覇鍼灸治療院	那覇市天久二丁目20番24号コーポ 2000 302号	
上江洲 肇	はり・きゅう	平成26年7月1日
うえず鍼灸院	那覇市与儀二丁目5番1号 金永アパート1階	
金城 康夫	はり・きゅう、 あん摩・マッサージ	平成26年7月1日
ゆくるマッサージ	那覇市樋川一丁目6番34号	
羽藤 尚彦	はり・きゅう、 あん摩・マッサージ	平成26年7月1日
こくら治療院	那覇市樋川一丁目34番1号	

森原 久雄	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
(出張専業)	—	
小澤 政史	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
(出張専業)	—	
山城 昌徳	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
田原はり灸院	那覇市字田原 82 番地 2	
山崎 隆明	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
(出張専業)	—	
大城 紀子	はり・きゅう、 あん摩・マッサージ	平成 26 年 7 月 1 日
茉莉花鍼灸院	那覇市松島 2 丁目 1 番地 6 - 802	
金城 ゆかり	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
治療室 縁	那覇市壺屋一丁目 18 番 32 号 ワンワールド丸繁ビル 304 号室	
大川 健	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
敬老整骨鍼灸マッサージ院	那覇市松尾二丁目 19 番 39 号 グリーンハイツハ 103 号	
下地 幸夫	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 9 日
しゃことんすはりきゅういん	那覇市字仲井真 279 番地 5 丸貞ハイツ 1 階	
外間 久生	はり・きゅう、 あん摩・マッサージ	平成 26 年 8 月 15 日
やすらぎ治療院	那覇市古波蔵一丁目 24 番 21 号	

公 告

那覇市公告第 186 号

平成 26 年 8 月 20 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 15 号

平 成 2 6 年 8 月 1 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条 2 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者休止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
406	株式会社 ニシハラ	那覇市首里石嶺町 2 丁目 188 番地	仲間 貞子

監査委員公表

那 監 公 表 第 6 号
平成 26 年 9 月 1 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	翁 長 俊 英
同	亀 島 賢 二 郎

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、那覇市長及び教育委員会委員長から、平成 25 年度包括外部監査の結果により、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表します。

平成 2 5 年度包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する事務の執行について

意見の件数	措置状況		
	改善の必要性	処理区分	件数
139	要	改善済み	10
		改善取組中	87
	不要	—	42

第1号様式 (第3条関係)

ID	所管部署	頁番号	指画区分	外 部	監 査	改 善	措 置	要 要	処理区分
				指画事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	
1	行政経営課	32	意見	①公衆・非公衆について ・非公衆施設について、公衆によらない理由、手続きの必要性を運用指針等で明確に定めておく必要がある。 ②指定期間について ・指定期間については、施設の設置目的との関連や運営形態、業務の範囲に合わせて効果的かつ効率的に運営がなされるよう適切に設定することが必要である。 ③利用料金制度について ・利用料金算定方法が使用料見直し指針に基づいていない施設がある。	不要	「那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」を平成25年3月29日から施行しており、その中で公衆によらない低価格の選定を明文化し、運用しています。	—	—	—
2	行政経営課	32	意見	・指定期間については、施設の設置目的との関連や運営形態、業務の範囲に合わせて効果的かつ効率的に運営がなされるよう適切に設定することが必要である。	不要	運用指針において、指定管理者を指定する期間又は、原則5年以内としています。特別な理由がある場合は相当期間としており、これにより施設の設置目的等に照らし合わせて柔軟に対応できるものと考えております。	—	—	—
3	企画調整課	33	意見	③利用料金制度について ・利用料金算定方法が使用料見直し指針に基づいていない施設がある。	要	【花とみどり課】 利用料金については、消費税引き上げに合わせてH26年度中に既定方針に従い、原価算定を明確にし、見直しが必要であれば、平成27年4月に向け料金改正を実施する。	平成27年度		改善取組中
4	企画調整課	37	意見	・施設の性質別負担割合について4分相枠の判断基準、受益者負担割合の算定方法などを客観的に判断することができるようチェックリストなどを整備して適用する必要がある。 ・使用料については、指定期間終了時など、一定期間ごとの見直しが必要である。	要	【花とみどり課】 使用料については、指針で原則的に4年ごとの改正になっており、それに準じて見直し。	平成28年度		改善取組中
5	行政経営課	37	意見	②指定の手続き ・公衆等により施設の申請者に事業計画書を提出させる運用が望ましいといえる。	不要	運用指針において、指定管理者の候補者選定は原則公募としており、複数の事業者が提案できることとなつています。	—	—	—
6	行政経営課	39	意見	③監査対象指定管理者の選定手続きについて ・公衆の公表から応募受付までの期間を長くするなどスケジューリングに余裕を持たせ、業者が公募するか否かの検討をし易くする配慮を検討してもよからう。	不要	運用指針において、公募の期間は、原則として2ヶ月以上確保するものとしております。また、市ホームページにおいて当該年度に募集する施設と併せて次年度以降に募集する施設をお知らせしています。	—	—	—
7	行政経営課	40	意見	・施設に応じた個別具体的な詳細な基準、評価項目を予め開示してもよからう。	不要	個別具体的な基準は仕様書等により事前公表しております。	—	—	—
8	行政経営課	40	意見	・評価項目、採点項目を明らかにした上で、審査員が何に何点つけたのかを市民に公表することが望まれる。	要	【こども政策課】 「指定管理者制度に関する運用指針」を参考に公表様式を見直し、選定委員会において各委員への説明又は了解を得たうえで公表するよう改善したい。	平成27年3月31日	—	改善取組中
9	行政経営課	40	意見	・選定委員会については、公認会計士や税理士など会計に精通する者も加えるべきであろう。	要	一部の選定委員会においては、財務に関する専門家を委員として任命しております。今後、全ての選定委員会に財務に関する専門家を加えることについては、他都市の調査を行います。	平成27年3月31日		改善取組中
10	行政経営課	40	意見	①モニタリングの重要性 ・モニタリング評価結果については、情報公開されなければならない。	要	年度内を目途にモニタリングに関する基準の作成に取り組みしております。評価結果については、市ホームページ等で公表を行う予定となっております。	平成27年度	—	改善取組中

ID	所管部署	頁番号	指 摘 区 分	外 部	監 査 改 善	措 置	実 施 日 及 び 実 施 内 容	処 理 区 分
				指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	
11	行政経営課		指 摘 区 分	②監査対象指定管理者のモニタリング状況について ・収支同額となるような決算書の提出を速やかに 改め、実績に即した収支が記載された決算書が提出 することとされたい。	要	各施設所管課において、指定管理事業に即した決算 書を作成するよう指定管理者と調整し、年度終了 後に提出される事業報告書で確認を行うこととして おります。	平成27年度	改善取組中
12	行政経営課	41	意 見	・施設によっては、モニタリング項目がやや抽象 的になっており、評価項目として十分とはいえない。	要	年度内を目的にモニタリングに関する基準の作成 に取り組み、評価項目については、項目 を具体的にあげることとしております。	平成27年3月31日	改善取組中
13	行政経営課	42	意 見	・指定管理者の従業員の勤務の実態を正確に把握 すべくモニタリングを充実させるべきである。	要	【まちづくり協働推進課】 ・職員の雇用形態、勤務体制、業務内容について事 業報告を求め把握すると共に、その実態を踏まえ 適切な勤務条件・賃金水準であるかなどに検討を加 える。	平成26年度末	改善取組中
14	行政経営課	43	意 見	③第三者評価制度について ・施設のサービス内容について専門的知見を有す る外部有識者などの視点を導入することも重要だ と考えられる。 ・指定期間終了時には必ず外部評価を導入するこ とが望ましい。	要	市としてモニタリングに関する基準を統一した上 で、モニタリング制度の向上に努めていきたいと考 えております。第3者評価制度については、平成27、 28年度のモニタリングの改善状況等の確認を踏まえ 検討したいと考えております。	平成29年度	改善取組中
15	行政経営課	43	意 見	②収支等決算書の様式が統一されていない	要	年度内を目的に整備します。	平成27年3月31日	改善取組中
16	行政経営課	44	意 見	③収支等決算書の作成方法に不備がある。 ・収支差額あるいは損益がゼロになっている。 ・収支等決算書の中に指定管理者自身に対する 「委託費」が含まれている。	要	各施設所管課において、指定管理事業に即した決 算書を作成するよう指定管理者と調整し、年度終了 後に提出される事業報告書で確認を行うこととして おります。	平成27年3月31日	改善取組中
17	行政経営課	44	意 見	④収支等決算書の支出項目に指定管理事業の実態 が伴わない項目がある。	要	【市民スポーツ課】 収支等決算書の支出項目について、指定管理事業に 即した項目となるよう、事業者と調整のうえ、検討 する。	平成26年度	改善取組中
18	行政経営課	51	意 見	・5つの視点で検討してもなお、直営による管理が 市民の福祉向上の達成にふさわしいと判断できる 場合以外は、原則として指定管理者制度を導入す べきである。	要	運用指針において、市が直営している施設におい ては、常に当該施設のあり方について検証し、指定 管理者制度を適用することが適当であると判断した 場合は、この運用指針に定めるところにより指定管 理者制度へ移行するものとしてしております。こ の指針に従い、各施設所管課において指定管理者制度 導入を検討しております。	平成30年度	改善取組中
19	企画調整課	53	意 見	・6団体を外郭団体と位置づけるか、あるいは、こ れに準ずるものと位置づけ、市民に対して、団体の 現況や財務情報などの情報開示を通して、団体が 実施している事業の市に対する役割や団体の在り 方などについて説明責任を果たしていく必要があ る。	不要	6団体に限らず、市が補助金を交付している団体に ついては、各所管課において常に財務状況や事業実 態を把握し、市民への説明責任、補助金の公益性及 び公平性を確保することが必要と考へ、「那覇市の補助 金に関するガイドライン」を策定中です。情報公開 の対象とするかどうかは、各例における位置づけで 検討すべきものと考えます。	—	—

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
20	まちづくり協働推進課	61	意見	(那覇市NPO活動支援センター 事業の妥当性及び実施状況について) ・NPO・市民活動に関する相談事業、情報収集及び提供が事業内容であることを、条例上も明記すべきであろう。	要	【条例整備】 ・事業を定めた条例第4条第1項(1)の資金援助に関する業務は、直接資金援助を行ってはいないため、誤解を避ける意味から表記を改めるなど、事業全体の内容を練り直す。	(仮称)「なは市民協働プラザ」開所に伴う新条例制定時。	—	改善取組中
21	まちづくり協働推進課	61	意見	(那覇市NPO活動支援センター 事業の妥当性及び実施状況について) ・条例上、事業が明確に定められている以上、事業を遂行すべきである。	要	【業務遂行】 ・平成26年度において、前年の事業計画の見直しを行い事業実施を図る。具体案として、コミュニティビジネス講座の実施、企業の社会的責任(CSR)意識調査の実施、企業向けNPO講座を実施する。	平成26年度末	—	改善取組中
22	まちづくり協働推進課	61	意見	・会議室の利用の実績を集積するのであれば、利用人数のみならず、利用件数も集計すべきであろう。 ・NPO活動支援センターの支援によって設立まで至った件数やその具体的な内容、運営改善事例の紹介など、具体的に報告すべきであろう。	要	—	—	【利用状況報告】 ・会議室の利用は、利用者数のほか利用件数(団体数)も把握しており、平成25年度事業報告より集計に加えた。 ・支援により団体設立・運営改善に至ったケースについても、平成25年度事業報告に団体名・改善内容を具体的に盛り込んだ。	改善済み
23	まちづくり協働推進課	63	意見	(那覇市NPO活動支援センター 利用時間や利用料金について) 条例上に利用時間の目安を定める必要がある。利用時間の変更には市長の承認も要求すべきであろう。 ・会議室の利用料金は、現在の低額な料金を維持することは合理的ではなく、無料とするか、指定管理者へのインセンティブ付与や利用者の便益に対する相応負担の観点から、やや値上げすることを検討すべきではないか。 コピー利用料金、機材貸出料金についても、条例上明記すべきである。	要	【利用時間・休館日】 ・午後10時までの開館、年末年始のみの休館という現状は、利用者にとっでは利便性は高い。しかしながら、それらに係る人件費等を念めた適切・効率的な運営のあり方等について、改めて検討していきたい。 【利用料金】 ・利用料金が低額となっているのは、多くの方が容易に利用できるという趣旨から設定されたものではあるが、便益(受益)に対する利用者負担のあり方、管理者へのインセンティブ付与の観点等も含め、適切な利用料金のあり方を改めて検討していきたい。	(仮称)「なは市民協働プラザ」への移行に伴う新条例制定時。	—	改善取組中
24	まちづくり協働推進課	65	意見	(那覇市NPO活動支援センター 決算の状況について) 予算と同額となるような支出明細書の提出を速やかに改め、実績に即した正確な支出額が記載された支出明細書の提出を求めるべきである。	要	—	—	【決算書記載法】 ・平成25年度決算書より実績に即した記載に改めた。	改善済み
25	まちづくり協働推進課	65	意見	(那覇市NPO活動支援センター 収入について) 駐車チケット販売による収入に頼ることなく、収支のバランスをとるべきである。	要	—	—	【駐車チケット販売収入】 ・当該収入は、センター利用者の駐車料金割引(チケットまじり買い)適用のために便宜を図ったものであり、そこから利益を得ているものではない。が、意見のとおり、チケット販売は、求められている業務の範囲外であり、平成26年度より業務収支から除く事とした。	改善済み

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	外 部	監 査 改 善	措 置	票	処理区分
				指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容
26	まちづくり 協働推進課	66	意見	(那覇市NPO活動支援センター 職員)の状況について) 職員の雇用形態、勤務体制、業務内容について、詳細に事業報告すべきであり、市はこの点を把握すべきである。	要	【職員状況】 ・職員の雇用形態、勤務体制、業務内容について事業報告を求め把握すると共に、その把握を踏まえ適切な勤務条件・賃金水準であるかなどに検討を加える。	平成26年度末	—
27	まちづくり 協働推進課	75	意見	(那覇市共同利用施設 那覇市共同利用施設の利用状況について) 利用料金を収受しているか否かを問わず、施設の有効利用の観点からも利用状況の正確な把握に努めるべきである。	要	【利用物件】 ・共同利用施設の利用件数については、各指定管理者から報告されているが、指価のとおり、自治会が自ら使用する場合、件数に含まれないケースがあることから、全ての利用を「月次報告書」に記載することを求め、適正な利用実数把握に努める。	平成26年度末	—
28	まちづくり 協働推進課	76	意見	(那覇市共同利用施設 共同利用施設の老朽化と今後の対応について) 老朽化に伴う建て替え財源については、国の同様補助メニューは再度活用できないため、新たに市等が別途財源を充当する必要がある。市は、市内他地域の自治会館を模範とするなど、公平性の観点や自治会館の今後の在り方など、住民との十分な議論を踏まえて検討することが必要である。	不要	【建築時の取り扱い】 ・意見同様、共同利用施設の老朽化に伴う建て替え財源は、国の補助が利用できない場合においては、公平性の観点から、他の自治会が集会所等を建設する場合と同様の取り扱いとすることが適切とされている。	—	—
29	商工農水課	81	意見	(那覇市 I T 創造館 収支の状況について) 一般管理費と委託費の扱いを修正し、指定管理者の事業に係る損益をより適正に表示することが必要である。	要	収支決算の作成については、一般管理費を計上するべきでない旨指導し、確認を行う。	平成27年3月31日	—
30	商工農水課	82	意見	(那覇市 I T 創造館 事業の評価について) モニタリング評価を公表に実施されることが必要である。 ある程度の専門性が必要な施設においては、指定期間満了時など一定期間ごとに外部の専門家に評価を委ねることも検討されたい。	要	モニタリング評価について着実に実施する。又、外部の専門家による評価については、予算がともなうものであることから、平成26年度内に今後の方向性を決定する。	平成27年3月31日	—
31	商工農水課	86	意見	(那覇市伝統工芸館 事業の状況について) 平成25年度より利用者満足度調査が行われる予定であるが、業務仕様書において報告が求められていること、業務仕様書においてニーズの把握等、当該業務に高い専門性が認められることから、確実な履行が求められる。 駐車場管理や販売場管理、運営において、委託を行っていないものと捉えられ、業務仕様書との整合性がつかないため、早急に業務仕様書の文言を改正する必要がある。	要	・利用者満足度調査を公表に履行するよう指導。 ・駐車場管理はH26年度も委託している。 ・業務仕様書を改正予定。 ・販売場管理・運営は、指定管理者の基幹業務につき、指定管理者が履行するよう指導。	—	・利用者満足度調査をH26年7月から実施。 ・仕様書を変更しH26年7月変更協議を締結。 ・販売場管理・運営は、H26年度より指定管理者が実施。
32	商工農水課	87	意見	(那覇市伝統工芸館 収支の状況について) 指定管理料は、ビルの共益費に相当する金額が機械的に設定されているが、本来は、工芸館に係る利用者の満足度を出来る限り充足せようとする観点から指定管理料の水準を決定することが必要である。	要	指定管理料の設定については、一節改善の必要があつたため、次期募集にかかる業務仕様書中の販収入等の導入部分に増収となるよう仕様に改善している。H29年度の次期指定管理募集及び指定管理のあり方について、更なる改善の検討をおこなう。	平成30年3月31日	—
33	商工農水課	92	意見	(那覇市ぶんかんテンプス館 事業の状況について) 自主公演や体験学習の運営を拡大するためにも、ニーズの把握や事業評価は必要である。 モニタリングは、例えば〇×△式やABC評価など判りやすい尺度によるものではないため、改善が必要がある。	要	モニタリングにおいて、自主公演や体験学習の運営拡大のためにも、業務仕様書にある業務の履行・実施を確認する。また、評価の尺度がわかりやすいモニタリング表を作成し、7月実施予定。	平成26年7月31日	—

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	外 部	監 査 改 善	措 置	票	処理区分
				指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容
34	商工農水課	94	意見	(那覇市ぶんかテンプス館 決算の状況について) 年に2回程度は担当者以外の者を交え、実際の高を補上げ、帳簿残高との一致を確認することが必要である。	要	現金出納の確認について決算時の他に年2回程度出納確認をおこなうよう指導する。また、事業別の損益把握のためにも、事業別の収支報告書の作成を指示する。あわせて、仕様書に付帯仕様書をもうけ、出納管理を指導していく。	平成27年3月31日	—
35	福祉政策課	102	意見	(那覇市社会福祉センターについて) 指定管理者がおかれた環境をできるだけ競争可能な状態に導くことにより、現状よりも効率的な業務執行を促す必要がある。	要	現勢集要項について現指定管理者以外の者が参入するものに障壁があるものではないが、現指定管理者から提出された決算書では他の事業を含め表記しているため、今後は表記の方法について協議を行うものとする。	平成26年度	—
36	ちやーがん じゅう課	102	意見	(金城老人憩いの家について) 健康者に対する利用機会をできるだけ公平にする、あるいは、老人福祉の必要度の高い高齢者へのサービスを提供することが、老人福祉センターの利用機会にあまり恵まれない他地域の納税者を納得させるのに有用と考える。	要	指定管理者に対し、利用機会の公平等について改善をするよう文書等の指導を行い、改善状況等を確認する。	平成27年3月31日	—
37	こども政策 課	103	意見	(金城児童館について) 金城児童館は、他の児童館にくらべ恵まれたインフラや、他の専門団体との集積の利を活かし、本来は、さらに差別化されたた児童館サービスを行うことが求められていると考えると考えられる。	不要	金城児童館では総合福祉センター内の老人憩いの家などの三世交代交流を盛んに行っており、高校生ボランティアがタラップ活動の講師をするなど、次世代交流の場にもなっている。児童の居場所として提供するほか、必要に応じて教育委員会等の相談窓口と連携している。	—	—
38	障がい福祉 課	108	意見	(那覇市精神障害者地域生活支援センター 事業の妥当性及び実施状況について) 今後の相談事業を効果的、効率的に行うためにも、相談内容の集計を取るべきであろう。利用者のニーズを適確に把握する等して、利用者数回復を目指すべきである。	要	相談内容の集計は月毎に把握しており、障がい別、相談方法別、内容別に内訳を記載した報告書があるため、それを活用して相談事業を効果的・効率的に進めていく。利用者へのアンケートは平成25年度実施していないが、「改善箱」という形で利用者個人からの意見は常に収集している。提案のあった内容については月に1度の利用者ミーティングでスワップ及び利用者と共に、対応を図っている。今後も「改善箱」を活用し、現利用者のニーズ把握も行い、また、平成26年度から新しい事務所に移転したため、地域にパンフレットの配布等を実施することにより情報を知り、新規利用者の開拓に繋げていく。	平成27年3月	相談内容別報告書、改善(写し)を確認済み(6/10)。
39	障がい福祉 課	109	意見	(那覇市精神障害者地域生活支援センター 決算の状況について) 予算と同額となるような支出明細書の提出を速やかに改め、実施に即した正確な支出額が記載された支出明細書の提出を求めるべきである。	要	平成26年度決算から詳細な支出明細書の提出を求める。支出明細書の作成について、指定管理者へ指示済み。	平成27年3月	—
40	障がい福祉 課	110	意見	(那覇市精神障害者地域生活支援センター 職員の状態について) 職員の雇用形態、勤務体制、業務内容についても、詳細に事業報告書にあり、市はこの点を把握すべきである。	要	—	—	雇用契約書、労務管理表、業務日誌等確認(6/12)。
41	障がい福祉 課	115	意見	(那覇市障がい者福祉センター 指定管理者について) 主たる事務所を置くとしても、市との間で、事務所スペースについて、正式な借借契約を締結すべきであろう。	要	目的外使用許可等の検討する(那覇市公有財産規制第31条)。身体障害者福祉協会(総務部等)との調整を行う。	平成27年3月	—

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
42	障がい福祉課	116	意見	(那覇市障がい者福祉センター 事業の妥当性及び実施状況について) 条例上、障害福祉サービスが、障がい者福祉センターが行う事業である旨明記されていることを留意すべきであり、条例通りの運用を行うべきである。相談事業の表録を把握するために、詳細な相談件数の集計を取るべきである。	要	那覇市障がい者福祉センター条例第3条第1項第2号において、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行うことが明記されており、当センターの指定管理者である那覇市障害福祉協会は、平成26年度より新たに取組む障害福祉サービス事業を具体的事業実施方針に定めており、事業実施に必要な事業所指定手続を進めている。よって、平成26年度中には障害福祉サービス事業を実施できる見込みである。平成26年度からは詳細な相談件数を集計し、実績の報告を受ける。	平成27年3月	—	改善取組中
43	障がい福祉課	117	意見	(那覇市障がい者福祉センター 決算の状況について) 予算と同額となるような支出明細書の提出を速やかに改め、実績に即した正確な支出額が記載された支出明細書の提出を求めるべきである。光熱費徴収についての収入を計上すべきである。	要	平成26年度決算から詳細な支出明細書の提出を求める。支出明細書の作成について、指定管理者へ指示済み。	平成27年3月	—	改善取組中
44	障がい福祉課	118	意見	(那覇市障がい者福祉センター 職員の状況について) 職員の雇用形態、勤務体制、業務内容について、詳細に事業報告すべきであり、市はこの点を把握すべきである。	要	—	—	「辞令」及び「勤務形態一覧表」、「個別業務内容」等を確認済み。	改善済み
45	ちやーがんじゅう課	124	意見	(那覇市安謝複合施設 施設の状況について) 施設の適切な維持管理修繕が使用者によって、計画通り適性に行われているか定期的に検査する必要がある。大規模修繕に備えて日本赤十字社沖縄県支部は、余剰金を積み立てることになっているが、計画通り積立金が積み立てられているかどうかについても定期的検査が必要である。	要	平成27年度に予定している社会福祉施設指導監査時に積立計画書等の提出を求め検査を行う。	平成28年3月31日	—	改善取組中
46	ちやーがんじゅう課	124	意見	(那覇市安謝複合施設 利用料金について) 安詳老人憩の家及び安謝児童館については、他の老人福祉センター、老人憩の家、児童館と同様に利用料金制にし、指定管理者が利用料金を活用することを前提にした指定管理料を積算すべきである。	要	条例改正により平成24年4月から利用料金制にしているが、指定管理料に利用料金を積算していないため、次期（H29～H33予定）指定管理者選定作業の際に積算する。	平成29年3月31日	—	改善取組中
47	ちやーがんじゅう課	125	意見	(那覇市安謝複合施設 人件費について) 業務に応じた適正な人件費の計上を見積もって積算すべきである。	要	次期（H29～H33予定）指定管理者選定作業の際に積算する。	平成29年3月31日	—	改善取組中
48	ちやーがんじゅう課	125	意見	(那覇市安謝複合施設 資金収支内訳表について) 収支状況が適正に表示されていない決算書を改める必要がある。	要	平成26年度決算から詳細な支出明細書の提出を求める。	平成27年3月31日	—	改善取組中

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	外 部	監 査	改 善	措 置	票	処理区分
				指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	
49	ちやーがん じゅう課	133	意見	(那覇市末吉老人福祉センター、那覇市壺川老人福祉センター、那覇市辻老人福祉センター)について、障害者利用トイレについては、利用者がいつでも快適に利用できるように、整備すべきである。開設時、起座により取得し、現在使用不能となっているソーラーシステム設備の撤去について、施設の有効活用面の面から検討を要する。使用可能期間、維持管理費、除却費用等も検討すべきである。	要	障害者トイレについては改善するよう指導し改善を確認する。 ソーラーシステム設備の撤去については、多額の費用を要するため現状では撤去は難しい。関係部局と交えて検討する。	平成27年3月31日 未定	—	改善取組中
50	ちやーがん じゅう課	134	意見	(那覇市末吉老人福祉センター、那覇市壺川老人福祉センター)について、指定管理者の審査項目、評価基準の観点において、応募者の評価における公平性が保たれるように、実績のあるものが常に高い評価を得ることがないように審査基準、評価基準の配点を検討する必要があるものと思われる。	不要	平成25年度の指定管理者選定手続きより改善済みである。	—	—	—
51	ちやーがん じゅう課	135	意見	(那覇市末吉老人福祉センター、那覇市壺川老人福祉センター、那覇市辻老人福祉センター)について、入浴サービス利用者が少ない理由について、アンケート結果も参考に、今後、入浴設備を充実させて利用者を増やしていく方向に行くのか、福祉センターに入浴サービスが利用者が求められているのかコスト面も含め検討し、場合によっては、施設ごとに廃止すべきかどうかも検討すべきである。	不要	老人福祉センターの入浴施設は、「老人福祉センター設置運営要綱」では必須となっており、老人福祉センターの多くは、利用者が多いため廃止する予定はないが、所長会議において入浴設備の充実等について検討する。	—	—	—
52	ちやーがん じゅう課	136	意見	(那覇市末吉老人福祉センター、那覇市壺川老人福祉センター、那覇市辻老人福祉センター)について、利用料金制において、指定管理者が利用料金制を活用することを前提にした指定管理料を積算すべきである。	要	指定管理料に利用料金を積算していないため、次期(平成29～33年度)指定管理者選定作業の際に積算する。	平成29年3月31日	—	改善取組中
53	ちやーがん じゅう課	137	意見	(那覇市末吉老人福祉センター、那覇市壺川老人福祉センター、那覇市辻老人福祉センター)について、指定管理者の提出する事業報告書が適正に作成されるよう指導すべきである。	要	平成26年度決算から詳細な支出明細書の提出を求める。	平成27年3月31日	—	改善取組中
54	ちやーがん じゅう課	137	意見	(那覇市末吉老人福祉センター、那覇市壺川老人福祉センター、那覇市辻老人福祉センター)について、備品台帳を整備し、定期的に現物と突き合わせ実在性を確認する必要がある。	要	備品台帳を整備するよう指導し、確認を行う。	平成26年12月1日	—	改善取組中
55	ちやーがん じゅう課	140	意見	(那覇市シルバークラークプラザ) 施設について、土地賃借料の負担が、シルバークラークプラザの経営を圧迫しつつあり、立地場所として、適切であったか疑問が残る。	不要	シルバークラークプラザは、場所、面積などについて、人材センター側から申出があり、それを受け、市との協議を経て建設されているものであり、立地場所等妥当なものと考ええる。	—	—	—

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
56	ちやーがんじゅう課	141	意見	(那覇市シルバークラブラザ 指定管理者制度の運用について) シルバークラブラザは、民営化を図ることを検討されたい。	不要	シルバークラブラザは『高齢者の雇用促進に関する法律』上の「高齢者の就業の機会を確保し、職業生活の充実が図られるようにする」という理念の下、裾野府県の指定を受けた団体であり、「自主的な努力を尊重しつつその実情に応じてこれらの者に対し必要な援助等を行う」ことは地方公共団体の責務とされており、民営化に適さないと考ええる。	—	—	—
57	ちやーがんじゅう課	142	意見	(那覇市シルバークラブラザ 財務の状況について) 一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準に準拠した計算書を作成すべきである。	要	—	—	平成26年4月7日、シルバークラブラザにおいて行われた平成25年度補助事業実績の書類確認作業の際に、シルバークラブラザの会計が公益社団法人全国シルバー人材センターより平成25年に発行された「シルバー人材センター事業会計経理の事務手引」を基に、適正に執行されていることを確認した。	改善済み
58	ちやーがんじゅう課	142	意見	(那覇市シルバークラブラザ 利用状況について) シルバークラブラザセンターとしての運用面では、利用者である会員の満足度調査を行い、委員の声に耳を傾け減少傾向にある会員数を増やすよう努力すべきである。	要	指定管理者に対し、改善をするよう文書等の指導を行い、確認する。	平成27年3月31日	—	改善取組中
59	子育て応援課	155	意見	(那覇市母子生活支援センターさくらについて) 指定管理者の行う事業から生じた余剰については、それもも対象施設の「さくら」の活動においては、直接、更なるサービスの実現に活用されることとが理想である。当センターの事業で生じた余剰金を効率的に活用するなど、継続的な取り組みが望まれる。	要	平成26年度中に、入所者支援ソフトの導入や居室の電気メーター分割工事、職員及び給食の増など、施設設備の整備・職員体制の充実を図り、利用者の支援に繋がるよう、指定管理者と協議し、効果的な活用に取り組む。	平成27年3月31日	—	改善取組中
60	子育て応援課	156	意見	(那覇市母子福祉センターについて) 母子福祉世帯の就労支援や相談など、それに伴う程度の指定管理料の設計を行う必要がある。	要	事業の充実を図るよう指定管理者と協議し、次の指定管理者選定に向けて、見合うような指定管理料の設計を行う。	平成28年4月1日	—	改善取組中
61	こども政策課	161	意見	(那覇市古波蔵児童館 施設の状況について) 老朽化が切実となる古波蔵児童館について、合築の具体的なタイムラインが優先されるあまり、安全上の要請があまりに後回しにされないよう留意する必要がある。	不要	平成26年2月に民間物件に賃貸借契約し移転、開館した。	—	—	—
62	こども政策課	163	意見	(那覇市若狭児童館 指定管理者の選定について) 選定審査会においては、あくまで評価内容が公開されることを前提に、市議会の審議や、市の監査に耐えうる体制を堅持していただきたい。	要	「指定管理者制度に関する運用指針」を参考に公表式を見直し、選定委員会において各委員への説明又は了解を得たうえで公表するよう改善したい。	平成27年3月31日	—	改善取組中
63	こども政策課	163	意見	(那覇市古波蔵児童館 決算書の作成や利用者の調査などについて) 調査などに関する基本協定書や業務仕様書により、実績報告書や収支報告書は会計年度終了後30日以内の提出が定められており、これを順守することが望ましい。しかし、年度末の繁忙や決算スケジュールにより、期限内に決算を確定することがあるために困難である場合、協定書による提出期限に緩衝措置を講じること、必要であると思われる。	要	指定管理者へ状況を説明し、必要であれば緩衝措置を講じたい。	平成27年3月31日	—	改善取組中

ID	所管部署	頁番号	指図区分	外 部	監 査 改 善	措 置	票	処理区分
				指図事項又は意見の内容	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	
64	こども政策課	163	意見	(那覇市若狭児童館 決算書の作成や利用者の調査などについて) 現金や備品は、指定管理者の行う他の事業の現金や、市の貸与する備品と区分して管理し、経理することが求められているため、これを確実に履行する必要がある。	指定管理者へ文書にて改善を求めた。今年度中に帳簿や台帳を整備する予定。	平成27年3月31日	—	改善取組中
65	こども政策課	163	意見	(那覇市古波蔵児童館 決算書の作成や利用者の調査などについて) 利用者の満足度調査については、基本協定書の内容にしたがい、音楽に行うことが求められる。	前年度は施設老朽化のための移転作業等に追われ、通常有期を逸している。今年度は確実に執行できるよう指導した。夏休みの行事が終了した後10月までには実施し、今年度中に所管課へ報告予定である。	平成27年3月31日	—	改善取組中
66	都市計画課	167	意見	(那覇市首里金城村屋 施設の管理状況及び今後の在り方について) (1)立地場所、設置の経緯などから、公の施設の管理とは異なる観点から、公の施設導入と見なされている。伝説的な琉球建築様式を将来にわたって保存する観点からは、自治会の公民館機能を切り離した本来の施設管理が必要と思われる。	(1)当該村屋の場所は、もとより首里金城町自治会の公民館「金城倶楽部」があり地域住民が使用していた。本市では「金城倶楽部」の老朽化に伴い、「地域自治会の公民館施設」に併せて、地区を来訪する観光客等の「休憩施設」の機能を追加し建設された。また、当該地区は歴史的・景観的に重要な地区であることから、「景観形成の左専断を担う施設」として伝統的な琉球建築様式とした。地域住民との協働によるまちづくりの観点から、現行のよう管理を継続する必要がある。	—	—	—
67	都市計画課	167	意見	(2)現在の指定管理料の中には、施設の清掃費などが含まれており、この清掃費を受け取った施設清掃担当者が、その一部を自治会に寄付していた。このような指定管理料の算定基礎は妥当ではななく、実際の清掃業務時間や適正な時間単価に見合う人件費とすべきである。また、寄付行為は本人の意思であるにせよ、現地視察時において、清掃担当者が寄付しているという事実も明らかになったことから、改善する余地があると思われる。	(2)指定管理料の算定については、見直し、改善する。	平成27年4月1日	—	改善取組中
68	花とみどり課	171	意見	(那覇市緑化センター 収支の状況について) 飲食店の施設使用料については、固定部分のほか、一部店の収益に応じた変動使用料の設定ができるようにすることが望ましい。	飲食店の施設使用料については、当指定管理期間が平成27年度までの契約期限であり、平成28年度の新契約に合せて検討し方針を決める。	平成28年度	平成28年4月1日	改善取組中
69	公園管理課	178	意見	(那覇市波の上ビーチ広場 波の上ビーチ広場に係る収支の状況について) 波の上ビーチ広場における自主事業は、なかば恒常的に、一般事業の収支の穴埋めとして機能している状態にあるものと捉えられる。一般事業自体の収支の改善が望まれるところである。	一般事業及び自主事業における収支について精査、検証し改善策を検討する。また、波の上ビーチ広場施設を改修して、施設利用者を増やす等により一般事業費の収支改善を図る。	平成28年3月31日	—	改善取組中
70	公園管理課	179	意見	(那覇市波の上ビーチ広場 一般事業のうち、ビーチの閉歇期には人工池の貯水を含める人口ピラのものを廃し他用途への転用を図るなど、洗浄の機会を減らす方策を検討する余地がある。	人工池の活用については、平成26年度中に広場利用者からのアンケートや地域住民からの意見を徴集し、他用途へ転用することの必要性も検討していきたい。	平成27年3月31日	—	改善取組中
71	公園管理課	179	意見	(那覇市波の上ビーチ広場 指定管理業務の効率性について) 波の上ビーチ広場と波の上ビーチの管理業務の質的向上や効率性を改善するために、両方の管理を一体的に行う方策が採れないか模索する必要がある。	平成26年度から、那覇港管理連合と協議を行い「波の上ビーチ広場」と「波の上ビーチ」の管理を一体的に行えるかどうかを含めて考え方をまとめる。	平成27年3月31日	—	改善取組中

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
72	青少年育成課	187	意見	(那覇市立森の家みんな 指定管理者の収支状況について) 勤務実態と給与水準について十分に精査すること、 もに、指定管理者に過度に負担を強いていないか、 検討が必要である。	不要	指定管理科については、事前に、専門職員を配置する給与を含めた金額を提示した上で指定管理者を公募し、その応募者の中から選定し、協定を結んだものである。 人件費の内訳については、指定管理者の内部規定に基づき、非常勤職員(時給750円)4人に年間約107万円、非常勤職員2人に年間約570万円を支給しており、労働法根に違反することなく処理されていることを確認した。	—	—	—
73	青少年育成課	188	意見	(那覇市立森の家みんな 施設の維持管理等について) タンク維持管理費用との費用対効果を検討した上で、直結水道工事の要否につき検討する必要がある。	要	ここ数年、県内のダム工事普及による水事情の好転により雨水の美観がなくなってきたのは、 の、最大宿泊時に80名を受け入れる施設として、 非常時にも飲料水やシャワーに利用できるための水を保有するタンクを撤去して良いものかどうか、判断するには検討を要する。 また、タンクが地下に設置されているため、水を吸い上げるポンプが、停電時や故障時に稼働しなくなってしまう、水道が使用できなくなる事態等も加味しながら、直結水道工事の要否について慎重に検討したい。 ■平成26年度 ・水タンク維持の要否についての検討 ・直結水道工事にかかる費用の見積もりと、対費用効果についての検証	平成26年度末	—	改善取組中
74	青少年育成課	188	意見	(那覇市立森の家みんな 施設の今後の在り方について) 単に利用者数の増加のみを指定管理者に求めるのではなく、本来の設置目的に立ち寄り、今後の施設利用の在り方について再検討する必要がある。	要	本市としては、利用者の増加のみを求めているものではなく、本来の設置目的に沿い、研修室等の施設利用や宿泊事業の強化についても、指定管理者に対し調整を行っているところである。 施設利用の在り方、特に宿泊事業については、利用者の利便性を考慮し、市民が利用しやすい新たな仕組み作りの導入も模索していくとともに、今後も引き続き指定管理者と協議を行う。 また、市民に向けて、利用促進につながる広報活動の強化を図っていききたい。 ■今年度最初の校長連絡協議会において、市内小中学校の校長に向けてみんなの利用を呼び掛けた。 (平成26年5月実施) ■従来「3ヶ月前から」であった利用予約受付期間を「6ヶ月前から」に早め、利用者の利便性を高めた。 (平成26年5月から実施) ■インターネットによる広報活動の強化、電子受付の検討 (平成26年度実施予定)	平成26年度末	—	改善取組中

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	外 部	監 査 改 善	措 置	票	処理区分
75	市民スポート課	204	意見	指摘事項又は意見の内容 (那覇市体育施設、那覇市宮武武庫武庫体育施設、指定管理料の収支状況について) 指定管理料のうち大部分を占めるのは人件費となっており、管理に必要となる人件費削減は重要な課題といえる。	改善の必要性 要	改善計画又は改善が不要な理由 指定管理期間内の単年度において余剰金が生じた場合は、翌年度の事業の充実を図ることや、また、指定期間内で次年度の指定管理料を減額するなど、精算のあり方について検討する。	—	改善取組中
76	市営住宅課	208	意見	(那覇市営住宅、市営住宅について) 市民における市営住宅入居のニーズを踏みつつ、市財政への影響とのバランスを取りながら市営住宅を運営していくべきである。	不要	市営住宅への入居ニーズの高さに対しては、期限付き入居制度の拡充等の施策を検討し、今後も入居機会の拡大に向けて取り組んでいく。財政的には、家賃収入や補助金等の収入が維持管理費用や建替の取償償還額を上回る運営となっている。	—	—
77	市営住宅課	209	意見	(那覇市営住宅、指定管理料制度導入について) 指定管理料のうち大部分を占めるのは人件費となっており、管理に必要となる人件費削減は重要な課題といえる。	不要	管理に係る人件費(市職員分含む、導入前と同業務分)については、導入初年度の平成24年度は、業務の移行期間として当初から一時的に増加する計画であり、2年度以降、指定期間の6年間全体では削減できる計画のため現状のとおりとしたい。	—	—
78	市営住宅課	210	意見	(那覇市営住宅、決算の状況について) 予算と同額となるような支出明細書の提出を速やかに改め、表紙に即した正確な支出額が記載された支出明細書の提出を求めるべきである。	要	事業報告書に実績額を記載した支出明細書を添付するよう指示(平成26年6月13日付)し、その支出内容を確認する。	—	改善取組中
79	市営住宅課	210	意見	(那覇市営住宅、人件費について) 人件費については、個人名までは報告せずとも、担当従業員それぞれにいくらかを支出しているのか、支給額を明らかにし、人件費の詳細を報告させるべきである。 指定管理者は、担当従業員の雇用形態、勤務体制、業務内容についても、詳細に事業報告すべきであり、市はこの点を把握すべきである。	要	事業報告書の個人単位人件費の記載の検討を指示。担当従業員の雇用形態等については、事業計画書に記載するよう指示(平成26年6月13日付)し、その内容を確認する。	—	改善取組中
80	市営住宅課	211	意見	(那覇市営住宅、維持修繕費について) 指定管理者は、維持修繕の内容、費用について、詳細に報告すべきであり、市はこの点を詳細に把握すべきである。 工事自体は計画的に実行されているのかもしれないが、毎月毎に支払がなく、年度末に支払が来ている。工事終了後に速やかに支払計上すべきである。	要	維持修繕の内容等については、業務仕様書に従い修繕内容の写真、見積書など詳細な報告を指定管理開始当初の平成24年5月から受けている。 工事終了後の支払については、業務完了後、速やかに請求するよう改めて指示(平成26年5月29日付)し、月例報告等で進捗状況を確認し、遅れが無いように指導する。	—	改善取組中
81	市営住宅課	213	意見	(那覇市営住宅、家賃の回収業務について) 滞納家賃の回収業務については、指定管理者に委ねるべき側面と、市の関与を減すべき側面がある。この両面をバランスを取りながら効果的効果的な回収業務が行われることが期待される。 指定管理者にインセンティブを与え、指定管理者においてより積極的、意欲的に家賃回収業務を行わせることを検討すべきである。	不要	長期滞納滞業者には市で明渡請求等の訴訟提起を行う必要があるため、今後も指定管理者と連携し効率的な業務の執行に努める。指定管理者は民間事業者の発生を防止しつつ適切な業務を行っており、実際に平成24年度の取組率は導入前よりも改善されているため、現状のとおりとしたい。	—	—
82	市営住宅課	213	意見	(那覇市営住宅、アンケートについて) 指定管理者が管理を行っていることを住民に周知徹底するべきである。 また、回答を得られやすいアンケート項目や記載方法とすることを、できるだけ「未回答」をなくすべきである。 さらに、指定管理者は、住民からのアンケート結果に基づき、利便性やサービス向上を図るべきである。	要	周知を図るため、入居者への文書には指定管理者の名称を明記し、アンケート内容を改善。集計結果及び希望への対応状況の公表を検討するよう指示(平成26年6月13日付)。アンケート結果を利便性やサービス向上に活用する。	—	改善取組中

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
83	平和交流・男女参画課	218	意見	(那覇市鏡水ふれあい会館 施設の特徴について) 鏡水ふれあい会館は、鏡水自治会へ譲渡を行う等、那覇市の公の施設として維持すべきかどうか、長期的な視点で検討すべきである。	不要	本施設は、旧軍飛行場用地問題により地域社会が分散し、伝統・文化等の発展が阻害された背景を持つ特定地域住民への慰藉を目的として、内閣府の補助事業により建設され、平成24年4月1日より供用開始となった。経過年数が10年未満である本施設について譲渡等の処分を行う場合、補助金適正化法の規定により、残存価格に対する補助金の返還が生じること。また、地方自治法の規定により適正な対価なくして財産を譲渡してはならないとのことから、譲渡については課題が大きい。	—	—	—
84	平和交流・男女参画課	222	意見	(那覇女性センター 備品台帳の整備について) 備品台帳は表裏それぞれにある備品が把握できるよう整備すべきである。	要	実施予定期限内に整備を行う。	平成26年6月	—	改善取組中
85	平和交流・男女参画課	223	意見	(那覇女性センター 子ども室 (和室) について) 子ども室の必要性を検討したうえで、場所の移動等を行うなど施設の有効活用を行うべきである。	不要	子ども室は、子ども連れでの利用や授乳室として活用するなど必要な施設である。相談室と子ども室の間の壁の上部が開口した状態であるため、改修工事を依頼したが、消防法により改修できないとの回答であった。庁舎内に代替スペースが確保できないため、現状の使用形態となるが、今後も有効活用に向けていきたい。	—	—	—
86	平和交流・男女参画課	224	意見	(那覇女性センター 施設の稼働率について) 講座数や利用団体の件数のみを用いた指標であること、受講生の人数や利用団体の人数が埋没した指標となっており、指標として、十分とはいえない。	不要	女性センター 施設の稼働率については、施設設置の趣旨として、DV等諸問題に関する講座、女性センター事業への参加協力など、利用人数の指標だけでは図れない利用実態もあるもので、利用件数による稼働率と併せ、効果的な施設運営の把握に努めたい。	—	—	—
87	平和交流・男女参画課	225	意見	(那覇女性センター 指定管理者制度の導入について) センターの現状と、指定管理者制度導入のメリット、デメリットを比較検討し、導入するか否かを検討すべきである。	要	当センターは、全国的に整備が進められている配偶者暴力相談支援センター設置の調査・研究を行っており、その設置必要性との兼ね合いもあることから、将来的な女性センターのあり方などを考慮し、指定管理者制度を導入している自治体の調査研究を行う。	平成27年3月	—	改善取組中
88	地域保健課	229	意見	(保健センター、北保健センター 施設概要及び利用状況について) 北保健センターについては、乳幼児健診における利用者も少なく、那覇保健センターでの検診も可能なこと、市民自主サークル活動は、公民館等他施設の施設においても可能であることから、廃止を検討すべきである。	不要	北保健センターは、発達が進むことになる子どもに対する、のびのび相談(発達相談)を実施するなど、保健サービスを行う拠点として、保健師が常駐して活動を行っている。また、断酒会等の自助グループ活動に活用されるなど、住民の自主的な保健活動を行う場として、現時点においては必要な施設であるため。	—	—	—
89	地域保健課	230	意見	(保健センター、北保健センター 財産管理について) 使用可能なリハビリ設備については、他に移管、寄付するなど、有効活用すべきである。	要	リハビリ設備について、保健センターの利用者が使用する備品の管理は徹底し、それ以外の備品は使用不能であるため、廃棄処理を行う。	平成26年度	—	改善取組中
90	健康増進課	232	意見	(古波蔵ふれあい館 施設の状況について) 今後建設される公共建築物については、「公共建築物の長寿命化」を目指した最善維持管理が望まれる。	不要	古波蔵ふれあい館は、天井・庇の落下、屋上・壁面のひび割れ等があり老朽化が著しかったため、平成26年3月21日に閉館、平成26年4月1日付けで廃止となっており、現在使用されていない。	—	—	—

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	外部	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
91	健康増進課	232	意見	(古波蔵ふれあい館 設置目的と利用状況並びに管理運営について) 市庁舎は意欲しているが、室料は無料となつていて、公民館と同じような利用状況にあり、利用者に利用料金を負担させるべきである。		不要	古波蔵ふれあい館は、天井・底の落下、屋上・壁面のひび割れ等があり老朽化が激しかったため、平成26年3月21日に閉館。平成26年4月1日付けで廃止となっており、現在使用されていはいない。	—	—	—
92	こどもみらい課	236	意見	(那覇市保育センター 立地状況について) 他の施設との合築等の工夫により、建設財源を確保する機会が見込めるならば、耐用年数に縛られることなく、果敢に立地の変更を行うよう、機動的に検討する必要がある。		要	他の公共施設の新築・改築等の情報収集を行い、合築の可能性について検討する。	平成30年度		改善取組中
93	こどもみらい課	237	意見	(那覇市保育センター 指定管理者の導入可能性について) 直営と同等以上のサービスの質・量・バラエティなどを確保できる事業者が認められる場合、指定管理者制度へ移行することを排除すべきではないと考ええる。		要	改めて業務を精査し、指定管理者のメトリック、デメトリックの確認を行ない、市内の状況も調査し指定管理者制度への移行の可否を検討する。	平成27年度		改善取組中
94	こどもみらい課	240	意見	(那覇市保育所 保育所施設の状況について) 市は、少なくとも現行基準に照らした耐震度調査を行い、リスクの程度を把握すべきである。		要	老朽化が指摘されている施設について安全面を確保しつつ、厳しい財政状況を勘案したうえで、部としての優先順位をつけながら耐震度調査の予算化を図り順次対応する。	平成27年度		改善取組中
95	こどもみらい課	243	意見	(那覇市保育所 事業の評価について) 拠点保育所は、民間事業者への優位性を保ち差別化を図って、民間化により得られるはずの財政上のメリットを上回る評価を得るよう、事業の実績を示すことが望まれる。		要	これまで公立保育所では、新たな保育・子育ての課題に先駆的に取り組み(例えば児童保育、一時保育、4時間延長保育等)、その成果を市全域へ広めてきた。今後も先駆的な取り組みに加え、地域の民間保育施設への支援(指導監査を通して運営支援、保育技術に関する支援)を行っていく、公表していく。について確認・記録し、公表していく。	平成26年度末		改善取組中
96	文化財課	249	意見	(盛岡博物館 利用者数について) 今後、効果的なPRにより新規の入館者を増やすこと、魅力ある企画展を開催するなどリピーターを呼び込むこと等、入館者数の増加のための取組みが期待される。		不要	これまで教頭連絡会での博物館出前講座、出前展示・体験学習などの事業紹介や、公民館・図書館・児童館などへの案内パンフレットの配布を行っている。今年度からは高校へも事業案内のパンフレットを交付するなど、教育機関や社会教育施設等と連携を図るための取り組みを実施している。	—	—	—
97	文化財課	250	意見	(盛岡博物館 収支の状況について) 多額の費用の支出を余剰なくされている以上、漫然と施設運営をするのではなく、経費削減の可能性について、精えず慎重に検討しなければならないであろう。		不要	文化財法(昭和25年5月30日法律第214号)第4条第2項において「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。」と規定されている。これに基づき、公開する施設の存続は不可欠であり、文化財を良好な状態で次世代へ継承するため、保存や修理、調査研究も必要であるが、常に経費削減に留意し事業実施を行いたい。	—	—	—
98	文化財課	251	意見	(盛岡博物館 人件費について) 業務委託費を自担して受付・観覧料徴収業務を委託しているの他、エコミュージアム人として地域割分担、業務の効率化による人件費削減を目指すべきであろう。		不要	平成25年度までに、業務効率化により人員1名を削減している。盛岡博物館は資料の収集・研究、公開、教育普及の他、エコミュージアム人として地域との連携事業なども実施しており、委託業務と市の役割は異なる。	—	—	—

ID	所管部署	頁番号	指 摘 区 分	外 部	監 査	改 善	措 置	票 表	処 理 区 分
99	文化財課	251	意見	（壺屋焼物博物館 アンケートについて） アンケートは、入口付近に設置されているが、より手に取りやすい場所に置く、入館や退館時に手渡しするなど、確実にアンケートを回収できる方法を模索すべきであろう。	改善の必要性 要	改善計画又は改善が不要な理由 —	実施期限 —	実施日及び実施内容 現在、学校等団体見学者へアンケートの記入を依頼している。受付でアンケートへの協力を呼びかけるなど引き続き回収率向上に向けた工夫を実施した。	改善済み
100	文化財課	252	意見	（壺屋焼物博物館 指定管理者制度導入について） 壺屋焼物博物館は、年間 5,000 万円以上の費用を要する施設であり、絶えず経費削減を目指す必要がある。制度の導入も検討すべきであろう。	不要	指定管理導入については、壺屋焼物博物館の建設にあたり同教団が町民会からの寄贈により建設された建屋や、壺屋という歴史的価値の有する地域のまちづくりにとって地域との信頼関係の構築が重要であることから、これまで培ってきた地域との信頼関係に基づいた街づくりをすすめていくためにも引き続き、直営方式による管理運営が望ましい。	—	—	—
101	文化財課	252	意見	（壺屋焼物博物館 設置目的について） 市民向けの講座を行うなど、市民を取り込む工夫をしていることは評価できるので、より一層市民の文化に資することにある以上、より一層市民の利用を促す方策を検討すべきであろう。	不要	小中学校や社会教育施設へ出向いた出前展示・授業を行うなど、関係機関との連携をはかりながら、焼物をとおした沖縄の歴史文化の理解と普及に取り組んでいる。	—	—	—
102	文化財課	254	意見	（那覇市歴史博物館 利用者数について） 広告を行うにあたっては、当然に費用が発生するものであるから、開業に広告を行うのではなく、費用対効果を十分に吟味し、できるだけ効果的、効率的な広告を行うよう留意すべきであろう。	不要	沖縄都市モノレール車内、駅舎での広告、デパートリウボウが毎月発行するチラシへの無料掲載、デパートリウボウと共同で発行する多言語パンフレットへの掲載、デパートリウボウ内での博物館行事の館内放送や博物館の所在・展覧会案内、看板設置等併設するデパートリウボウの協力を得て広告を行ってほしい。また、マスコミへのプレスリリースの送付や、歴史博物館HPなど活用し広告を行ってほしい。また、博物館が社会教育施設として位置づけられていることから、小中学校や高校・大学等の教育機関や公民館・図書館、児童館といった社会教育、福祉関係施設等と連携を図り、広告を行ってほしい。	—	—	—
103	文化財課	255	意見	（那覇市歴史博物館 収支の状況について） 多額の費用の支出を余剰なくされている以上、過剰な施設運営をするのではなく、経費削減の可能性や施設存続の必要性について、絶えず慎重に検討しなればならないであろう。	不要	文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）第4条第2項において「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを旨とし、これを公共のために大切に保存することとに努め、これを公衆の知るところとする文化財の活用につとめなければならない。」と規定されている。これに基づき、公開する施設の存続は不可欠であり、文化財を良好な状態で次世代へ継承するため、保存や修理、調査研究も必要であるが、常に経費削減に留意し事業実施を行いたい。	—	—	—
104	文化財課	256	意見	（那覇市歴史博物館 人件費について） 業務委託費を負担して受付・観覧料徴収業務を委託しているものであるから、それら委託業務との役割分担、業務の効率化による人件費削減を目指すべきであろう。	不要	受付・観覧料徴収業務等を委託したことにより平成20年から平成25年度までにすでに定数減（常勤職員6名→4名）の措置を行った。	—	—	—
105	文化財課	256	意見	（那覇市歴史博物館 アンケートについて） アンケートを手に取りやすい場所に置く、入館や退館時に手渡しするなど、アンケートの回収率を高める方法を検討すべきであろう。	要	—	—	アンケート回収率を高めるため、受付での声かけやアンケート回答者に対しポストカードの提供等付加サービスを実施している。	改善済み

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
106	文化財課	257	意見	(那覇市歴史博物館 指定管理者制度導入について) 歴史博物館は、年間3,200万円以上の費用を要する施設であり、絶えず経費削減を目指す必要がある。人件費をはじめとする経費削減のために指定管理者制度の導入を検討すべきである。公募しても複数の応募者が得られないこと、企画展の質の低下や博物館の設置目的に沿った運営が有効に行えなくなることもあることも考慮し、指定管理者制度導入について検討すべきであろう。	不要	那覇市歴史博物館では、那覇市が管理することである。古くから市内唯一の国宝「琉球国王尚家関係資料」等、琉球王国時代から現代までの貴重な資料を数多く所蔵している。この資料を那覇市で管理し、保存や修理、調査研究を責任をもって行わなければならない。	—	—	—
107	文化財課	262	意見	(玉陵及び識名園 収支の状況について) 多額の費用の支出を余剰なく、経費削減の可能性について、絶えず慎重に検討しなければならない。	不要	文化財保護法(昭和25年5月30日法律第214号)第4条第2項において「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存することともに、これを公開する等その文化的活用を努めなければならない。」と規定されている。文化財を良好な状態で次世代へ継承するため、調査研究や維持管理経費の支出は必要であるが、常に経費削減に留意し事業実施を行いたい。	—	—	—
108	文化財課	262	意見	(玉陵及び識名園 アンケートについて) アンケートを実施することとなったことは評価できるが、漫然とアンケートを実施するのではなく、アンケート回収率を高めるよう留意し、市民のニーズ、サービスに対する満足度を把握し、施設管理に反映させるべきである。	要	—	—	国内アンケートについては、受付窓口での声掛け依頼や、世界遺産解説会での依頼等で回収率向上に努めるとともに、定期的にアンケート分析を行うことで、文化財に対する市民ニーズを把握し、施設管理を含めた保存活用計画に反映させる。	改善済み
109	文化財課	263	意見	(玉陵及び識名園 指定管理者制度導入について) 玉陵及び識名園に指定管理者制度を導入することにより、入園料等の収入を維持・増加させることに留意すべきであろう。	不要	玉陵及び識名園は世界遺産に登録されており、那覇市は世界遺産として国際的に保全保護が義務づけられているため今後も直営管理する。収入増の施策として、保存修理事業の推進、きめ細やかな日常管理など文化財としてのクオリティを高めることにより、来園者のサービス強化を図る。	—	—	—
110	文化財課	263	意見	(玉陵及び識名園 設置目的について) 市民向け取組を行って市民文化に資することにより、より一層市民の利用を促す方策を検討すべきであろう。	不要	玉陵及び識名園は那覇市の財産であり、管理者も那覇市である。文化財の保護は、市民生活の精神的基盤であり、広く市民の理解と協力を得てこそ推進できるものであるため、条例から「市民」の文言削除は行わない。	—	—	—
111	文化振興課	267	意見	(那覇市民会館 利用者数について) 入場者数の合計数は、必ずしも正しい数字だとは思えない。平日の昼間などにおいては、空きが多いものと思われるところ、さらに稼働率を上げる取組を行ってよからう。	要	入場者数の把握は、催物主催者からの申告による上に努めない。平日の昼間の稼働率向上に向けて、広報活動等の強化に取り組む。	平成27年3月	—	改善取組中

ID	所管部署	頁番号	指画区分	外 部	監 査	改 善	措 置	実 施 日 及 び 実 施 内 容	処 理 区 分
				指画事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限		
112	文化振興課	269	意見	(那覇市市民会館 収支の状況について) 多額の費用を余儀なくされている以上、湯 然と施設運営をするのではなく、経費削減の可能 性や施設存続の必要性について、結えず慎重に検 討しなければならぬであろう。	要	市民の豊かで文化的な生活を支える重要な施設と して考えている。今後は、施設の安全性も考慮しな がら、自主事業や賃借事業をとおして施設の必要性 に対する市民理解に努めます。また、現在計画中の 新たな文化芸術発信拠点施設の建設に向けては、維 持管理コストの低減について十分に検討します。	平成30年度	—	改善取組中
113	文化振興課	270	意見	(那覇市市民会館 人件費について) 業務の効率化による人件費削減を目指すべきであ ろう。	要	新たな文化芸術発信拠点施設の建設を予定してお り、同施設の芸術運営手法については、指定管理者 制度の導入も言及して検討する。	平成30年度	—	改善取組中
114	文化振興課	273	意見	(那覇市パレット市民劇場 利用者数について) 平日の昼間などにおいては、空きが多いものと思 われるところ、さらに稼働率を上げる取組みを 行ってもよからう。	要	平成25年度から指定管理者制度の導入に伴い、指 定管理者による自主公演事業等の開催に力を入 れているところである。	平成27年3月	—	改善取組中
115	文化振興課	275	意見	(那覇市パレット市民劇場 収支の状況につい て) 高額の取得費や共益費を支出してまで、この場所 に施設を設置しなげなければならないのが、疑問が残 る。今後、低廉な賃借負担とするために、市が区 分所有している施設の売却、施設の移転も検討の 余地があろう。	不要	現段階での活用は、市民にとつての利点も多く、 隣接する百貨店リウボウと相乗効果や市民の文化 芸術鑑賞機会創出の点でも効果が高いため、文化振 興の意義から現在の場所での設置が適当であると考 えている。	—	—	—
116	文化振興課	275	意見	(那覇市パレット市民劇場 人件費について) 業務の効率化による人件費削減を目指すべきであ ろう。	不要	平成25年度から指定管理者制度を導入し、人員削 減及び効率化を実現している。	—	—	—
117	文化振興課	276	意見	(那覇市パレット市民劇場 設置目的について) 施設の設置目的が、舞芸芸術活動のみならず、そ れ以外の市民の文化活動のためでもあることを、 条例上、より明確に表記すべきであらう。	不要	条例における施設の設置目的については、劇場と いう施設の特性から、「舞芸芸術活動を推進し市民 文化の創造に寄与する」こととしておいては、併せて 「市民生活の向上を図る」ことを掲げており、既に 市民の多様な文化活動に利用されていることから、 あえて条例へ明記する必要はないと考えている。	—	—	—
118	文化振興課	280	意見	(那覇市市民ギャラリー 高額な賃借料と共益費) 高額な賃借料と共益費の負担を免れ、低廉な費用 負担とするために、施設の移転を検討すべきであ らう。	要	新たな文化芸術発信拠点施設に市民ギャラリーの 設置が可能であるか移転の可能性も含め検討する。	平成30年度	—	改善取組中
119	商工農水課	284	意見	(泊船揚場施設、釜川漁港代替船揚場施設 管理 状況について) 自費しつつ活動の少ない「名ばかり」の組合員は いないものと理解しているが、正式漁港の開港の 際には、真に意欲ある漁業者が低価格に見舞われ ることのないよう、利用料免除の根拠である、水 産業の振興に努めていただきたい。	要	減免申請の際は、漁協に対して適性に漁船及び組 合員を把握するよう指導する。釜川漁港代替船揚場 は、既存の釜川漁港が一般国道329号線改良工事に伴 い移転となったため、新たに漁港が整備されるまで の間の代替施設となつていく。漁場へ行くには明治 橋下を通る必要があるため、多くは小型船となつ ていく。新たな漁港整備後は漁船の大型化が見込 まれ、漁獲量の増加により水産業の振興に寄与するこ とが期待できる。	平成27年3月31日	—	改善取組中
120	なはまちな か振興課	287	意見	(第一牧志公設市場、牧志公設市場 施設の老朽 化について) 崩壊等による人身事故がおきないようちに、専門家 による検査を受け、早急に、改修等の対策をとり 当分の間の安全性を確保すべきである。	要	老朽化が指摘されている施設の安全面を確保しつ つ厳しい財政状況を勘案し、前としての優先順位を つけながら順次対応する必要がある。 施設の老朽化の現状を把握し、修繕箇所について優 先度をつけて修繕を実施すると共に、建替えも視野 に入れたながら、安全性の確保に向け早急に取り組 む。	平成27年3月31日	—	改善取組中

ID	所管部署	頁番号	指図区分	外 部	監 査	改 善	措 置	要 票	処理区分
				指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	
121	なはまちな か振興課	287	意見	(第一牧志公設市場、牧志公設市場 使用料・電気水道料金の滞納について) 未収金が長期化しないよう債権管理が必要である。また、滞納者に対しては、滞納整理を適正に行い、他の使用者との公平性の点から、施設の効率的な運用の点から繰入増加の点から、適時、厳格に対処すべきである。	要	徴収方法見直しや徴収関連要領の整備改善、使用料及び電気水道料管理コンピュータシステムの新規導入等により、滞納強化に取り組む。	平成27年3月31日	—	改善取組中
122	なはまちな か振興課	291	意見	(第一牧志公設市場、牧志公設市場 施設利用状況について) 貸小間があるのは何故か募集要件等を含めアンケート等により原因を究明し、対策をたてるべきである。	要	利用現状、他自治の取組み及びアンケート調査を実施し、調査結果を踏まえ小間利用に関する要領を整備する。	平成27年3月31日	—	改善取組中
123	なはまちな か振興課	293	意見	(第一牧志公設市場、牧志公設市場 財政状況について) 現状において、指定管理者制度を導入し、その効果を確かめてみるのもよいのではないかと思われる。	要	第一牧志公設市場再整備事業にて運用形態の検討を行う予定となっており、その中で、現状での指定管理者制度導入の可能性を検討する。	平成28年3月31日	—	改善取組中
124	なはまちな か振興課	297	意見	(なは商人塾 施設の利用状況について) なは商人塾というネーミングにもかかわらず、経営に関する研修会、相談等の事業は行われていない。当該施設の有効活用について、市民ニーズを把握し、事業の再検討を行う必要があると思われる。	要	商人塾の活用方法について、周辺商店街や利用者へのニーズ調査を行い、有効活用に向けた事業の再検討をする。	平成27年3月31日	—	改善取組中
125	なはまちな か振興課	298	意見	(なは商人塾 指定管理者制度の導入について) なは商人塾は、利用状況に示されるように、有効に活用されていない。原因を分析したうえで、市民ニーズを把握し、市民サービス向上のために指定管理者制度の導入も検討すべきである。	要	商人塾の有効活用について、事業再検討をする。供に、指定管理者制度の導入についても検討する。	平成27年3月31日	—	改善取組中
126	なはまちな か振興課	299	意見	(にぎわい広場の利用状況について) イベント広場は、児童館周辺の利用、一時的な駐車場としての利用が多く、中心商店街の活性化目的を達成するための利用になっていない。また、木造造りのデッキの横に増設された鉄骨造りのデッキは全体のバランスを欠き、美観的にも悪く、利用者も少ない中、デッキの増設が必要であったか疑問である。	要	にぎわい広場(イベント広場、コミュニティルーム、駐輪場)の活用を促進し、中心商店街を活性化させるため、案内チラシ作成及び市広場の全ての主体(新聞、ラジオ、HP)を通じて周知に取り組む。デッキについては、平成23年度に久茂地児童館が仮移転してきたことに伴い、従来どおりの利用(来街者が休憩)ができなくなること防ぐために増設した。主に従来のデッキでは幼児や親子が、増設したデッキでは高齢者が休憩を取っているというように、ある程度すみわけて活用されており、増設は必要であったと認識している。	平成27年3月31日	—	改善取組中
127	なはまちな か振興課	299	意見	(にぎわい広場 指定管理者制度の導入について) イベント関連については、民間の得意とする分野でもあり、指定管理者導入によって、民間の能力を活用し、施設を利用したサービスの向上が図れる可能性がある。	要	にぎわい広場の今後の利用について、イベントなどの目的から、近接する第一牧志公設市場の立替に伴う仮設市場や工事費削減などの目的変更が考えられる。よって、現時点での指定管理者制度導入の検討はできないが、平成27年度指定予定の中心市街地活性化基本計画の中で、利用方針を明らかにするのに伴い指定管理者制度導入の検討をする。	平成28年3月31日	—	改善取組中

ID	所管部署	頁番号	指 摘 区 分	外 部	監 査	改 善	措 置	実 施 日 及 び 実 施 内 容	処 理 区 分
128	生涯学習課	303	意見	指摘事項又は意見の内容 (那覇市立公民館 施設の利用状況について) 中央公民館の敷地は沖縄県の県有地となっているが、改修、建築、移転、他の公民館への統合等、安全性の面から検討を要する時期にあるものと思われる。	改善の必要性 要	改善計画又は改善が不要な理由 老朽化が指摘されている施設の安全面を確保しつつ厳しい財政状況を勘案し、部としての優先順位を上げながら順次対応する。 改修については、施設の維持管理に要する経費を毎年予算計上しており、修繕を適宜実施している。今後、他の公共施設整備の進捗状況の情報を収集しつつ、他の公共施設の整備計画等との整合性を図りながら、平成30年度までの概ね5年間で方針を決定できるように検討を進める。	実施期限 ●方針決定については平成30年度を目途とする。 ●施設の維持管理については、現施設が存続する限り毎年度実施	—	改善取組中
129	生涯学習課	305	意見	(那覇市立公民館 利用状況について) 公民館施設の有効活用のために、指定管理者制度を導入している他県の状況も参考に、公民館の教育的機能を高めるためにどのような管理運営が望ましいか更なる検討を行うべきである。	要	平成25年8月に公立公民館(生涯学習センター含む)へ指定管理者制度を導入している中核市及び特例市、17市に対してアンケート調査を実施した。若狭公民館および那覇市公民館においては、平成27年度から指定管理者制度を導入する予定であり、アンケート結果を反映させた管理運営については、公民館の教育的機能を高める管理運営については、平成27年度から平成29年度までの3年間の実績を踏まえ検討を行う。	●指定管理者制度導入については、平成27年度 ●導入後の比較検討については、平成30年度	—	改善取組中
130	生涯学習課	306	意見	(那覇市立公民館 指定管理者制度導入について) 指定管理者制度を導入し、施設の利用を民間事業者、NPO法人等に広く開放することにより、民間事業者の活力を生かした住民サービスの向上、施設管理における経費の削減を図るべきである。	要	若狭公民館及び那覇市公民館において、平成27年度から指定管理者制度を導入する予定である。平成27年度から平成29年度までの3年間に、指定管理者による管理運営の実績を踏まえ、中央公民館を除く他の公民館への制度導入について検討を行う。	●指定管理者制度導入については、平成27年度 ●導入後の比較検討については、平成30年度	—	改善取組中
131	生涯学習課	307	意見	(那覇市立図書館 施設の利用状況について) 公共の建物で、不特定多数の者が利用する施設であり、建物の耐久力検査、耐震検査により、建物の状態を把握し、安全の確保が必要である。また、建物内には、重要な文庫等も存在することから、重要文庫の安全管理上も建物の定期的検査による安全確保は必要である。	要	老朽化が指摘されている施設の安全面を確保しつつ厳しい財政状況を勘案し、部としての優先順位を上げながら順次対応する。 中央図書館・公民館を除く6館は昭和56年以降に建設されており、建築基準法改正後の耐震基準を満たしている。また、建物の安全を確保するため、これまでも必要に応じて修繕は実施しており、市の公共建築物における定期点検の方針に合わせ、今後定期点検の実施を予定している。	—	—	改善取組中
132	生涯学習課	309	意見	(那覇市立図書館 利用状況について) 利用サービス向上のために有効な記録数を増やし、貸出冊数を増やす方策を考えるべきである。	不要	平成25年1月に図書館コンピュータシステムを入れ替えたため、インターネットを利用して利用者が貸出延長等の処理、書影を確認することができると、図書館サービスの向上した。	—	—	—
133	生涯学習課	310	意見	(那覇市立図書館 指定管理者制度導入について) 全国的には指定管理者制度を導入している図書館が増加している中、那覇市の志向する図書館の役割、住民サービスの在り方などから、指定管理者制度に移行した場合のメリット、デメリットを検討したうえで、導入の可否を決定すべきである。	要	那覇市生涯学習推進計画において、「2017(平成29)年4月から那覇市図書館に指定管理者制度を導入することを検討します」と定めており、平成27年度に指定管理者制度導入の可否について検討を行う。	平成27年度	—	改善取組中

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
134	環境保全課	316	意見	(那覇市識名霊園、那覇市識名霊園付属納骨堂使用料の算定について) 使用料については、民間や他の公営墓地に比べてもかなり低廉であると思われるので、受益者負担の観点から、「受益者負担の適正化(使用料の見直し)」に関する指針を踏まえ、公平かつ適正な使用料算定に努めるべきである。なお、生活保護世帯などの生活困難者については、別途手当が必要である。	不要	「受益者負担の適正化(使用料の見直し)」に関する指針」によると、受益者負担の範囲として、「恒常的維持管理費」「備品購入費」「職員人件費」が挙げられている。平成26年度の公営墓地一般管理費の概算予算は、概算予算を上回っていることから、公平かつ適正な使用料算定と判断している。 なお、生活保護世帯については、使用料の減免規定を設けている。	—	—	
135	環境保全課	317	意見	(那覇市識名霊園、那覇市識名霊園付属納骨堂指定管理者制度について) 基本方針を踏まえ、市の取組みが進められていくが、整備が進められていく中で、霊園全体の一体管理が可能となった段階で指定管理者制度導入の可否について検討する必要がある。	要	当課は現在、霊園内の墓地区画、南納骨堂、無縁遺骨仮安置所、及び今年4/11に供用開始した市民共同墓を管理している。今後、公園管理課所管の多目的広場、園内通路、及び緑地の管理を受ける方向で調整している。更に、区画整理課所管の仮安置棟の管理についても移管の話が出ている。それら霊園内の各施設が移管され、管理運営上の課題解決の見通しがついた段階で指定管理者制度導入の可否について検討する。 なお、各施設の移管の時期、老朽化した南納骨堂の建て替えの時期等不確定要素が多いため、判断材料がそろった段階で総合的に決断したい。	平成30年度末	—	改善取組中
136	公園管理課	331	意見	(那覇市公園について) 公園については、設置費用と維持管理費用がどの程度市民の福祉向上に貢献しているのかについても市民に説明する必要がある。	要	公園が公共の福祉にどのような形で貢献しているかについては、テニス利用者などの施設利用者数や公園の効果等をホームページ等で公表していく。	平成27年3月31日	—	改善取組中
137	公園管理課	331	意見	(那覇市公園の指定管理者制度導入について) 大規模公園のみ指定管理者制度導入を図るとか、あるいは、地域ごとに公園を一括して導入するなど、他自治体の事例も参考にしながら、指定管理者制度導入の可否を検討する必要がある。	要	公園の指定管理者制度の導入については、他自治体の事例も参考にし、導入の可否について、考え方をまとめていく。 平成27年度に新設する(仮称)松山公園遊歩施設においては、既存施設である福州園を含めた指定管理について、平成27年度末の新規導入を図る。	平成28年3月31日	—	改善取組中

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	外 部 指摘事項又は意見の内容	監 査 改善の必 要性	監 査 改善計画又は改善が不要な理由	排 実施期限	置 実施日及び実施内容	票 処理区分
138	上下水道局	338	意見	(水道施設、下水道施設 指定管理者制度導入について) 個々の施設に着目すれば、一般利用に供するものではないが、上下水道事業そのものに着目すれば、まさに市民のためのサービスの提供であること、事業全体で指定管理者制度導入の是非について検討すべきである。	不要	■水道事業について 日本水道協会の調査研究報告書によれば、「指定管理者制度の導入は、管理運営コストの削減に苦慮している場合や水道に関する技術者の養成・確保が困難・効率化を検討している場合などに有効な手段として活用できる」と記されており、全国的にも導入事例はほとんどありません。本市の場合、平成6年度からは漏水による給水制限がなく、安定した料金収入が確保できていること、委託の推進による職員定数の見直し(削減)が図られていること、平成13年度以降は起債を発行していないこと、高利の起債を繰り上げ償還したこと等により、本制度を活用しなければならぬ状況にあるとは考えていないことから現在のところ、その必要性や効果が見出せないため導入の必要はないと考えています。 ■下水道事業について 平成16年3月30日付国土交通省都市・地域整備局通知によれば、下水道処理場の運転、保守点検等の事業行為については、委託する管理の内容に応じて指定管理者制度によることも可能であるとされており、使用料の強制徴収や排水区域内の下水道の利用義務付け、悪質下水の排除規制等の公権力の行使に係る事務等には適用を認めておりません。本市には所管する下水道処理場がないことから、導入の必要はないと考えています。	—	—	—
139	上下水道局	340	意見	(水道施設、下水道施設 地方公営企業会計制度の改正について) 会計基準の見直しは、原則として、平成26年度の事業年度(予算)から適用されることとなっており、那覇市においても対応に向け作業が行われているが、これらの改正に伴う影響も含め、市民への十分な情報開示が必要である。	要	平成26年度の予算及び決算から適用される会計基準の見直しによって、従来、資本に計上されていた企業債や補助金などが、新たな会計基準では負債に計上されることとなります。 会計基準が大きく変わったことにより、地方公営企業の経営実態は変わりますが、企業の成績表である財務諸表の表示が、従来の会計基準のものと大きく変わります。 会計基準の見直しによる影響等について、ホームページや広報誌を活用し、市民への情報開示に努めます。	平成26年度中	—	改善取組中

正 誤

○那覇市公報第 1625 号の正誤

2014（平成 26）年 8 月 1 日付け那覇市公報第 1625 号に登載された那覇市消防局
告示第 1 号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
1003	下から 4 行目	及び	又は

